

# 「後周世宗の廢佛」考

畑 中 淨 園

- 一、序
- 二、廢佛の主因を爲せる貨幣問題
- 三、廢佛の詔勅吟味
- 四、廢佛の實行と護法
- 五、結語

## 一、序

支那史上に於ては屢々帝王による佛教排斥、佛寺の毀廢が行はれてゐるが後周世宗の廢佛も亦その一つを數へるものである。而してその各々の廢佛にはそれゝの特質を具有するであらうが後周の廢佛亦その原因とその特質を有する事勿論で其の特質は實にこの廢佛が五代の紛亂の末期、宋の天下統一に先行する時代に於て行はれたと言ふ所に存し其處に或る意味と特質を發見しなければならない。されば此の廢佛には先づ五代時代への深き反省と言ふ事が最も重要な要素とならねばならぬ。

五代時代は東洋史上過渡期的色彩の最も顯著なるを以つて知られ、それは唐的中世的時代色の近世的それへの轉化を招來せし時代であつた。實に唐末以來の藩鎮武將の跋扈は從來の唐的社會組織を根本より覆へすものにして、民衆は此の各地に驕溢せる藩鎮の下に直接支配を受け彼等武將の野望を満さしむる單なる手段としてのみ其存在を許されてゐるに過ぎない状態であつた。五代各王朝も亦此の藩鎮よりやがて勢力を得て遂に黃河を中心とする中原に霸を稱へたるものにして其れとて確固たる政治力と經濟力を基礎とせるは少く、多くは時代の波上に乘じたるものに外ならなかつた。従つて其の地位と其の地位に伴はざる可からざる實力との間には大なる懸隔の存在するは必然でありかかる所に於て民衆の總てが最も強力なる兵卒である事、又國家資源の開發に役立つ生産

者たる事が極度に要求されたのは實に當然と言はねばならない。而して其處には強制募兵苛斂誅求が行はれ此の兵役と重税とは五代民衆の負はねばならぬ苦痛であつた。而してかくの如きは勢ひ物資の缺乏をきたし其處に經濟界は混亂し物價は騰貴して貨幣價値は下落し遂に惡貨の出現を見貨幣制度の崩壊に直面せねばならぬ状態にまで至つてゐたと思はれる。のみならず人倫亦頽廢し帝王の墓は發かれ群盜は蜂起しその外社會紛亂の様相は一枚舉に暇なく、かかる社會狀態に於ける佛教界亦紊亂の垣外に存在する能はず幾多の課役を免れんとして僧形を纏ふ偽濫の僧尼、教團の量的膨脹にともなふ寺院蘭若の濫立更に世相の闇黒に乘じたる迷信邪妄の徒の横行等は實に社會紊亂の温床とさへなるに至つたのである。

然れどもかかるあらゆる社會部面に於ける紊亂も転ては肅正への前提であり其の混亂の一面には常に統一運動が行はれ紛亂の裏には又平和への憧憬があつたと見なければならぬ。南方吳越南唐の地、西方蜀の地は言はずもがな中原に於てすら後唐の明宗後晋の高祖の時等や、國內安定し更に五代末たる後周世宗の出現はその國內統

一に於て實に見るべきものがあつたと言はねばならぬ。されば世宗の廢佛の背後には此等紛亂の世態が擴がりその擴がれる紛々たる世態の統一策の一端が佛教毀廢に關係をもつ一面であつたのである。而して其處に此の廢佛の歴史性がひそみそれを明にする所にその特質と性格が浮び上るのである。

即ち何れの世に於てもそれは言はれる様に國家の統一政策、社會の整備安定には先づ以て宗教と經濟が重要な要素として取上げられねばならない。何故ならば此の兩者こそ人間生活の最も基底を爲し根本に觸れてゐるからである。而も五代に於ては佛教の腐敗墮落は特に甚だしく又經濟に於ても前述の如くで殊に貨幣問題は正に危機に直面してゐた。而も此の貨幣問題にこそ佛教が大きな作用を及ぼしてゐたのである。此處に於て紛亂の統一策と佛教とは實に密接なる關係を有してゐたばかりでなく統一策の重要な位置を占めてゐたと考へねばならぬ。

されば世宗の廢佛には五代紛亂の統一策としての佛教肅正、貨幣制度の確立と言ふ事が縦の連りを持ち更に横

の連りとして當時の國際情勢の逼迫又世宗自身の獨斷的實利的現實的性格が作用を及ぼしてゐたと思はれこれ等縦横の背景こそ正に廢佛を導き出すべき原因となつたのである。さればこれらの諸原因を逐一究明すべきものなるも、それら諸原因の中特に世宗の眼中に映じてゐたものは佛教の關係する經濟問題であり特に貨幣問題であつた事は後に詳述する様に注意されねばならぬ事であらう。故に此處に於ては特にこれら諸原因中貨幣問題を取り出してその背景の一端を明らかにせねばならぬ。

## 二、廢佛の主因を爲せる貨幣問題

五代の貨幣問題を考へるに就て最初に注意せねばならないのは五代時代の社會が常に戰時下に置かれてゐたと言ふ事である。南唐の江南、蜀の四川地方に於ては比較的平和が續いたとは言へなほそれには中原國家に對する備へのもとにやはり戰時體制のもとに置かれねばならなかつた事勿論である。特に中原に於ける王朝の更迭の頻繁は最も此れを具體的に物語つてゐる。さればかかる時に戰費の問題が即ち物資並に軍資金の要求が重要な問題となるのは當然で一度軍を動かす時如何に多くの物資

が消耗されるかは現在も昔も不變の理である。故に五代王朝を始め諸藩鎮は勢ひ苛斂誅求を行はざるを得ざるに至るのである。暫らくこれを史實に徴するならば新五代史(六卷)唐本紀の天成元年に、

(四月)殺元行欽及租庸使孔謙。

とあつて租庸使なるものの置かれてゐたことを知るので以て地方租稅の徵發に如何に急であつたかを物語り、同(七卷)廢帝紀の清泰元年の條には、

丙子。率河南民財。以賞軍。丁丑借民房課五月。以賞軍。

と言ひ更に同新五代史卷九に、

辛未。括借民粟。殺藏粟者。(天福八年)

十月庚午。括借民粟。(天福八年)

四月辛酉。奉借民財。(開運元年)

その他舊五代史(〇七)王章傳にも、

民稅一斛別輸二升。謂之雀鼠耗。乾祐中輸一斛者別令輸二斗。目之爲省耗。百姓苦之。

の記載に接する時五代を通じて如何に苛斂が行はれてゐたかを知るのでそこに經濟界の混亂を來たすのは當然で

ある。従つて民衆はその苦痛を逃れんとして離村逃亡を行ふに至るので五代人民の逃戸は實に萬を以て數へる事すら屢々である。<sup>(2)</sup> されば此處に荒田が生じ生産は行はれず物資の缺乏は愈々大とならざるを得ない。これら物資の確保のためには先づ諸軍閥の暴斂を禁じ更に農民の歸業を獎勵し荒田の整理が行はねばならなかつた。續通典(八卷)に、

晉高祖天福四年。敕應諸道節度刺史。不得擅加賦役。及於縣邑別立監。徵所納田租委入戶自量自槩。

と言ひ同(卷二)田制上、晉高祖天福二年の條に、

晉高祖天福二年以杜遷策言。荒田一任百姓開種三年。檢照所開種。頃畝多少量納一半租稅。

と言つて荒田を百姓に與へて開種せしめその一半を租稅としてゐる。更に後周世宗は顯德二年敕して、  
逃戸莊田許人請射承佃。供納租稅。如三周年内本戸來歸業者。桑土不以荒熟并莊園交還一半。云々(續通典卷二)

と言ふ。而しかくの如き對策も充分なる效果は擧がらなかつたらしく物價の騰貴を甚だしきしめ宋高僧傳(第十

七僧道)の傳へる所では「穀麥勇貴每斗萬錢」と言つてゐる。これ後唐の始めの記事であるが恐らく五代を通じて物價の騰貴は甚だしいものであつたらう。而もこれを抑遏するに足る確固たる中央政權無き世に於ては勢ひ貨幣價値の下落をきたすのは當然でそこに硬貨の銷鎔が行はれ劣幣の横行となる。そのことは物價の騰貴を益々甚だしくする結果となるのである。これ貨幣政策が重大なる問題となる所以であつて五代に於ては其の經濟策は貨幣に關する問題が特に多く見られるのは注目されねばならない。それは物價騰貴に對する抑制であると同時にこれは獨立して貨幣そのものの本質上に於ても亦看過し難きものである。その貨幣の本質とは、「貨幣は社會意識によつて實在化せられたる一般的交換能力」(高田保馬博士著)であると言はれ又、「貨幣の重要性は貨幣による社會の統一性綜合性である。」(荒木光太郎氏)と言はれる所に存するのであらう。勿論現今の貨幣概念の總てを以てそのまゝ五代を推測する事は危險であらうが少くとも五代の紛糾を統一して強力なる國家體制を整備するためには先づ鞏固なる貨幣制度の確立が要求されねばならないのであ

る。されば此の貨幣問題とは如何、又それと佛教との關係如何を究明せねばならない。

五代の錢幣は馬端臨が文献通考錢幣二に於て、「五代相承用唐錢」と言つてゐる如く五代初期に於ては唐三百年來のものを沿用したのであつた。所が次の後唐になると莊宗の同光二年（九一四）に、「府州縣鎮軍民商旅。凡有買賣並須使八十陌錢」（舊五代史・食貨志）と言つて唐末八十五陌錢（通考錢幣一）なるを八十文に減じてゐる。これ當時の錢幣の稀少を物語るものに外ならない。更に莊宗に於ては同年詔して現錢の貯藏銷錢を爲す事と良錢の境外へ載出される事を禁じ、又鉛錫錢の多く江南の綱商によつて夾帶されるが爲めに船舟の到岸に於て嚴に覺察を加へるべきを命じた。（舊五代史・食貨志）次に立つた明宗も亦天成元年八月には、「銅器價貴多是銷鎔見錢以邀厚利」「如生銅器物每斤價定二百。熟銅器物每斤四百」と言つて銅器の價格を定めその騰貴を抑へ以て銷錢を防ぎ同年十一月には、「諸城門所出見錢如五百已上不得放出」と定め翌十二月には、「應中外所使銅錢內鐵鑄錢即宜毀棄不得輒更有行使」と言つて鐵鑄惡錢の毀棄その行使を禁じ違法者は多少に

拘らず官に沒收して深罪に處する事とした。尋で天成二年七月には莊宗の時定められた短陌八十錢を再び令して

行はしめ更に天成四年にも、「敕先條流三京諸道州府不得於市使錢內夾帶鉛鐵錢。雖已約束。仍聞公然行使。今後有人於錢陌内捉到一文至兩文所使錢不計多少並納入官」とて惡貨の禁止を再び出した。（五代會要卷二七）實に明宗に於ては前後五回に亘つて貨幣の價值維持に努めた。それにも拘らず劣幣の横行益々甚だしく次に立ちし廢帝も亦鉛錢を禁じたのが會要に見えてゐるが更に效無かりしもの如く、「廢帝時屢禁之。終不能行」（續通典卷十一）とあるを見ても單なる禁令は何等の治療法ではなかつた。

かくて晉に至りて遂に一步を進め天福三年三月に禁銅令を施行し一切の銅器鑄造を禁じ同年十二月銅錢の私鑄を許すに至つた。（新五代史・五代會要）而しかくの如き窮餘の一策も却つて鉛錫の參入缺薄弱小の貨幣出現と言ふ逆效果を齎し施行の月より僅か八ヶ月即ち翌年七月再び私鑄を禁ぜねばならなかつた。次の漢代の如きは聚斂の臣王章を用ひ短陌官に入るは八十官より出するは七十七文と言ふ（錢幣通考）が如きに至つては正に貨幣制度の危機を思は

すものがある。周の太祖に至つても依然この問題は混亂

を増すのみで彼は銷鎔者には死刑を以て臨み犯人を出せる所の軍吏には徒刑一年を定めてゐる。

中央に於てすら此の状態である。地方に於てもその紊亂は凡そ想像に難くない。特に比較的安泰を續けた南唐に於ても烈祖昇の時代は健全であつたが元宗璟について

後主煜の時になると遂に鐵錢を用ふるに至り經濟上の破綻を來してゐる。即ち馬氏南唐書(卷五)によると、至是有鐵錢之議。每十錢以鐵錢六雜銅錢四。既而不用銅錢。民間但以鐵錢貿易。物價增涌民復盜鑄頗多。

と言ひ又十國春秋(十七)南唐後主本紀には、

每十錢以鐵錢六。權銅錢四而行。逮民間止用鐵錢遂藏銅錢斬弗出。未年銅錢一直鐵錢十。比國亡。と言ふ。この鐵錢の議を諮詢つたのは鐵錢使の韓熙載であつた。故に彼の傳(馬氏南唐書)に、

建鐵錢之議。遷兵部尙書。既而鐵貨漸弊。頗亦自悔。

と言へる如く鐵錢一度出づるや所謂グレシャム(Gresham)<sup>[579]</sup>の法則「惡貨は良貨を驅逐す」により拾收すべからざるにいたり遂に南唐滅亡の原因となつてゐることは注

意すべき事である。實に貨幣制度の健全否は一國の興廢を

左右するものにして五代諸國家の興亡の特に甚だしかつたのも此の不完全がその一因をなせると見る事を可能ならしめる。後周世宗の即位翌年全國の銅の集中政策を行ひ果敢にも毀佛を斷行したのは實にかかる事情によるものである。

以上五代を通じての苦心慘憺たる貨幣問題も要するに銅及び銅貨の缺乏に由來する事大である。されば何故銅及び銅貨が缺乏するに至つたかは上來も少しは觸れて來たがここにも亦佛教の量的膨脹が大いなる原因の一つとして考へられる。この事については既に中華民國の戴振輝、劉樊の兩氏も一言して居られるのであるが、唐末以來の佛教教團の膨脹に俱ひその佛像を造る爲に銷錢が盛に行はれた事の顯著なるに注意されねばならない。文獻通考(卷九二)に、

民間多銷錢爲器皿及佛像。錢益少。

とあるを以ても知る事が出来る。更に又寺院の林立に俱ひ處々に巨大なる銅の佛像佛塔の設立された事も考へ得る。中でも忠懿王錢弘俶の八萬四千の金銅の塔(佛祖統

紀卷四三) など最も大なるものであり又それに附屬する鐘磬・鉢・相輪・鈴・鐸の類が造られるに至るので金石萃編(卷一二三)「龍興寺鐘欵識」(在南昌府)に、「龍興寺銅鐘一口永充供養」と言ひこの鐘は重量一萬六十四斤、高さ七尺、周圍一丈四尺八寸と言ふ。更に金石續編(卷一二)「黃蓮山鐘欵」にも、「沙門義初召衆緣。鑄造銅鐘壹口。重肆陌斤」と言ひ又十國春秋前蜀后主本紀にも、「初高祖立後主爲嗣。鑄銅鐘于佛寺」とある等を見ても銅が鐘その他佛具に如何に多量使用されてゐたかを知るのである。五代時代に屢々興寺創寺が嚴禁されたのもその一理由としてやはりそれに要する佛像佛具に銅の消費されるのを恐れた結果であると見る事が出来る。特に貨幣に關して種々の政策を行へる後唐明宗、後晉高祖が又他面最も佛教に對して幾多の禁令を出してゐる事はかかる事實を裏書するものではなからうか。

以上要するに五代時代に於ける貨幣問題は種々に混亂し關係しあつて遂に如何ともする能はざるに至つてゐるのであつてかかる貨幣問題を解決せずしては到底國家の

存續さへ殆ふしとされる情勢にして、かかる時國內の統一更に天下統一に志せる世宗に於ては他の何れよりも貨幣問題を考へ幾つかの混亂の原因を考へたであらう事は疑ひなく錢幣の劣悪寡少を救ふには何を第一に爲すべきか、どの原因を取去れば最も效果的であるかを考へたに相違ない。幾つかの原因を徐々に撤去するにはあまりに時代の切迫は急である。此處に於て最も行ひて效果あるものは全國よりの銅の集中である。この銅の集中の爲には佛像も佛具も世宗の眼には單に銅器として眺められたに相違ない。更に言ふならばこの毀佛は此の銅集中策の犠牲であつた。かかる所に世宗の毀佛令の眞相が窺はれるのであつて此處に亦彼の廢佛の歴史的必然性が窺知しえられる。實に紛亂せる五代社會情勢を如何に打開し統一し強力化するかと言ふ事は大きな社會の問題であり要請でさへあつた。かかる要請のもとに常に佛教々團の肅正が問題となり他面經濟の安定貨幣制度の確立が叫ばれたのである。而して不幸にも亦佛教はこの經濟問題特に貨幣問題に於て密接なる關係を有し遂に悲しむべき世宗

の廢佛毀佛を惹起せしめたのであつた。

### 三、廢佛の詔勅吟味

世宗廢佛の令は前後二回に亘つて居るのであるが第一回の詔勅から考察したい。第一回の詔勅の出された年時に就いて見るに諸文獻の示す所は一致してゐない。佛教側の史料たる釋氏稽古略は顯徳二年二月とし、佛祖統紀は顯徳二年四月とし、佛祖歷代通載にいたつては甲寅の年即ち顯徳元年二月としてゐる。所が支那正史たる新・舊五代史、五代會要、通鑑等總て顯徳二年五月としてゐる。勿論此れは正史に依つて二年五月の説に従ふのが妥當であらう。而して五月何日に此の詔が降されたかを見るとに新・舊五代史俱に、「五月甲戌詔曰云々」と言つてゐる。所が五代會要には五月六日としてゐる。甲戌の日は七日に當る故此處に一日の相違を見るのである。所が金石萃編(卷一二三)の「鳳翔府停廢寺院牒」を見ると明かに、「准顯徳二年五月七日敕文云々」とあり而もこの牒は宋の建隆元年二月中書門下より出された牒であるから最も信用さるべき史料である。故に會要の六日は七日の數

字の誤りであると斷定せざるを得ない。從つて世宗廢佛の詔勅は正に顯徳二年五月七日に降されたと見るのが至當であらう。さて次に此の勅文の検討に進むのであるが此れは實に微に入り細に亘つて制定を行へるもので舊五代史及び全唐文に略原文と思はれるのが記載されてゐる。今舊五代史(卷一一五)世宗紀二に出づる所の全文を擧げるに、

釋氏眞宗聖人妙道。助世勸善其利甚優。前代以來累有條貢。近年已降頗紊規繩。近覽諸州奏聞繼有縉徒犯法。蓋無科禁遂至尤違。私度僧尼日增猥雜。剏修寺院漸至繁多。鄉村之中其弊轉甚。漏網背軍之輩苟剃削以逃刑。行姦爲盜之徒託住持而隱惡。將隆教法須辨否臧。宜舉舊章用革前弊。諸道府州縣鎮村坊應有勅額寺院一切仍舊。其無勅額者並仰停廢。所有功德佛像及僧尼並謫于舍留寺院內安置。天下諸縣城郭內若無勅額寺院祇于舍停廢寺院內選功德屋宇最多者或寺院。僧尼各留一所若無尼住祇留僧寺院一所。諸軍鎮坊郭及二百戶已上者亦依諸縣例指揮。如邊遠州郡無勅額寺院處于停廢寺院

内僧尼留兩所。今後並不得創造寺院爾若。王公戚里諸道節刺已下今後不得奏請創造寺院及請開置戒壇。男子女子如有志願出家者並取父母祖父母處分。已孤者取同居伯叔兄處分。(全唐文弟の字あり)候聽許方得出家。男年十五已上念得經文一百紙或讀得經文五百紙。女年十三已上念得經文七十紙或讀得經文三百紙者。經本府陳狀迄剃頭。委錄事參軍本判官試驗經文。其未剃頭間須留髮髻。如有私剃頭者却勒還俗。其本師主決重杖勒還俗仍配役三年。兩京・大名府・京兆府・青州各處置戒壇。候受戒時兩京委祠部差官引試。其大名府等三處祇委本判官錄事參軍引試。如有私受戒者其本人師主臨壇三綱知事僧尼並同私剃頭例科罪。應合剃頭受戒人等逐處聞奏候勅下委祠部給付憑由方得剃頭受戒。應男女有父母祖父母在別無兒息侍養不聽出家。曾有罪犯遭官司刑責之人及棄背父母逃亡奴婢姦人細作惡逆徒黨山林亡命未獲賊徒負罪潛竄人等並不得出家剃頭。如有寺院輒容受者其本人及師主三綱知事僧尼鄰房同住僧並仰收捉禁勘申奏取裁。僧尼俗士自前多有捨身燒臂鋏指釘截手足帶鈴掛燈諸般毀壞身體戲弄道具、符禁左道妄稱變現還魂坐化聖水聖燈妖

幻之類皆是聚衆眩惑流俗今後一切止絕。如有此色人仰所在嚴斷遮配邊遠仍勒歸俗。其所犯罪重者準格律處分。每年造僧帳兩本其一本奏聞一本申祠部。逐年四月十五日後勒諸縣取索管界寺院僧尼數目申州。州司擴帳至五月終。已前文帳到京。僧尼籍帳內無名者並勒還俗。其巡禮行脚出入往來一切取便。

と言ふのであるが傍註を附した如く全唐文に於てもほとんど此れと變らず恐らく全唐文はこの舊五代史より取つたものと思はれる。而して此の詔勅は五代會要に於ては箇條書に前後順序不同に擧げ而も舊五代史全唐文に見られない箇所が屢々出てくるのである。故に今詔勅を項目に別示しその各々について究明し更に會要を參勘して見るに、

### 一、廢佛之理由

釋氏は眞宗聖人の妙道にして世を助け善を勸むるものである。その利は優れたものであるが近來僧尼の法を犯す者實に多きに至つた。若し教法を隆にせんとすれば須く否臧を辨じて前弊を革めねばならぬとする。此れ即ち世宗廢佛の表面の理由であつた。(この文五代會要になし)

## 二、停廢無勅額寺院並其處分

全國の有勅額の寺院は其のまゝ舊に依らしむるが無勅額の寺院は一切停廢せしめ其の總ての佛像僧尼は一寺院内に併せ安置せしむ、又天下の諸縣城郭内の寺院も同様なるも唯功德屋宇の最も多いもの或ひは寺院を選んで僧尼各々一處を留め、尼の住するなければ僧寺院一處を留む。二百戸以上の村坊及び邊遠の地に於ても同様なるべし。會要には更に、「所有資財衣鉢。斛斗擎畜什物並仰分付本主」の文句が見られるがこの項が本詔勅の最大眼目と見られる。

### 三、禁興寺院蘭若

王公戚里諸道節刺以下今後奏請して寺院を創造し戒壇を開置する事を得ず。會要には更に、「今後不限城郭村坊。山林勝境古跡之地。並不得創造寺院蘭若」の句が見られるがこの造寺の禁止は五代時代に特に多く見られ後唐明宗の時二回、後晋の高祖の時一回で此處に於て實に第四回目に當るわけである。

### 四、出家資格並其方法(私度の禁)

出家せんと願ふ者は父母祖父母の許可を得ねばならぬ

若し此等亡き時は伯叔兄の許可を得ねばならぬとするのであるが更に會要によれば、「其の師主は須く本人の家長の許を受けねば度僧の式は行へない」事を定めてゐる。

而して學力としては男子十五歳已上は念誦經文一百紙或ひは讀經文五百紙、女子十三歳已上は念誦經文七十紙或ひは讀經文三百紙であつて本府の陳狀を經て剃頭を乞ふ事、錄事參軍本判官(州府の主簿の職なり)が經文を試験す。未だ剃頭せざる間は髮髻を留めしめ若し私に剃頭する者あらば此れを還俗せしめその本師主は重杖(會要には杖八十と云ふ)に罪し還俗配流三年とする。かくの如く出家に際して父母祖父母等の許を受く可き事を定めたのはかの後晋の高祖が天福二年の度僧制限を行つた時本郷里の五人以上の眷宿を保證人とした事を合せ考へしむるものがある。而して此處に最も注意すべきは世宗が試經度僧に於て經文の紙數及び年齢を定めた事である。思ふに試經度僧の始めは佛祖統紀の記載によれば、「唐中宗景龍初(七〇七)詔天下試經度僧云々」(卷五)とあるを以て嚆矢とし更に同書の唐敬宗の時、「勅僧背經百五十紙。尼百紙許剃度」と言ふ如く紙數を定めてゐるがその後の試經

度僧の勅にはかくの如き紙數の限定は見られず世宗に至つて再び此れを定めてゐるのである。而して此れは又宋會要道釋(一ノ十三)によれば、

童行念經百經。或讀五百紙。長髮念七十紙。或讀三百紙。

とあるを見ても宋代全く此の制度が其の儘沿襲されてゐる事を知るのである。

### 五、置官戒壇、不許私受戒

兩京(汴京)、大名府(河北)、青州(山東)、京兆府(幽州)

に戒壇を置き兩京は祠部の官に委せて引試し他の三處は本判官錄事參軍をして之を行はしむ。若し私に受戒する

ものあればその本人師主三綱知事僧尼は私剃頭の罪科に例す。剃頭受戒せんと欲する者は此の事を奏聞し祠部の許可を受く可しとなす。即ちこれ官壇を置き私受戒を嚴禁したものである。

### 六、不許出家者

(イ)男女の父母祖父母ありて別にこれを養ふ兒息無き者。(ロ)前科ありて刑責に遭ひたる者。(ハ)父母に棄背した者。(ニ)逃亡の奴婢姦人細作惡逆の黨徒山林亡命の者、並

に負罪の潜竄人。以上に該當する者には出家を聽さず若し寺院が此れを容受したら其の本人及び師主三綱知事僧尼及び其の隣房同住の僧尼は收促禁勘し申奏せしむ。竄にかくの如き條例を詔勅に加へねばならなかつたと言ふ事は當時如何に罪惡人の出家せる偽濫の僧が驕溢してゐたかを反證するものに外ならない。更に五代會要によれば、

自前多有逃避軍人投寺院出家。在所僧徒不畏官方便與剃削。起今後有向曾在軍門面帶瑕痕遂處寺院輒敢容受者。其本人及師主三綱知事鄰房同住僧等仰密切收捉禁勘云々。

と言つて曾て軍門に在りて面に瑕痕ある者は出家を許さざる様に命じてゐる。かくの如く此等惡逆の輩或ひは敗軍の徒が自己の生命保全のために寺院に逃れ隠伏し、更に一時的に出家して寺院が一種の治外法權の形を取つてゐたものと想像される。詔勅の「寺院輒容受者」と言ふ容受とは寺院が惡逆の徒の出家を許すと言ふ事だけではなく此の遁入者を隠匿し保護する場合を言つたものであらう。舊五代史漢書列傳五張充の傳に、

自誅史宏鑒後。京城士庶運憂恐悚。允每朝退即宿于相國寺僧舍。及北軍入京師。允匿于佛殿。云々と言ふが如く單に犯罪人ならずとも常に自己の身邊に不安を抱ける者に取つては寺院は良き遁入所であつたのである。而して此れ又國家の統制治安の確保のために大なる障礙たる事言ふ迄もない。

### 七、迷信眩惑的行爲嚴禁

捨身(⑤)を始め焼臂・鍊指・釘截手足・帶鈴掛燈等の身體

を毀壊し道具を戯弄し符禁等を行ふ等妄に變現還魂座化

聖水聖燈妖幻の類を稱ふるは皆此れ衆を聚めて流俗を眩惑するものであるから今後一切これを止絶せしむと言ふ

のである。蓋し五代の錯雜せる世相に於ける人々の生命財産の保證の與へられない一種の運命的な社會的不安

の間隙に乘じて種々の魔術禁厭などの畸形的宗教の蔓衍するに至るのは當然でありまする邪妄の教が國內の紊亂不統一を増益せしめてゐたのである。

### 八、僧帳設置

毎年僧帳兩本を造り其の一つを奏聞せしめ他の一本は祠部に置く、逐年四月十五日後諸縣に命じて管界の寺院

僧尼の數を調べて州に申告せしめ州司はこれを集めて帳を造り五月終りに京にいたさしむ。而して僧尼の帳内に名無き者は之を還俗せしむ。なほ此の僧帳は僧史略（卷中）「僧帳弛張」の項に依れば、「造帳入籍。自太和五年始也」とあるから唐の文宗の太和五年（八三一）より始つたものと思はれる。なほ五代會要（卷六）祠部の項に依れば、

（顯德）五年七月。敕今後僧帳每三年一造其程限準元敕施行。

と言ふが如く後には三年に一回僧帳を造る事にしてゐる。而して此れは更に宋會要に、

凡僧道童行。每三年一造帳。上祠部以五月三十日至京師。（道釋一ノ十三）

と言ふのが見えてゐるから宋代に於ても此れはそのまゝ踏襲されたものであらう。

更に、五代會要（卷十二雜錄）には以上の外全く新しき箇條として、

應有懷才抱器。或武或文寄跡空門莫遂展志。其中有願出仕宦者。仰逐處長吏發遣赴闕。少壯驍勇之人願在軍

門者亦仰申奏。必當量材錄用。若僧尼中有情願歸俗者一切聽許。所在不得攬擾。

と言ふのが見られる。即ち此れ才器あるものでありながら空門即ち佛教に於て志を遂げる事の不可能なる者には

宦者となつて出仕する事を許し、又僧中少壯驍勇なる者の軍門に入らんとする者をも其の才量に應じて用ひる事とし僧尼中事情ありて歸俗せんと願ふ者亦一切之を許したのである。蓋し從來宦者の僧となり又背軍して僧となりし者も世宗の彈壓により再び原職に歸ると言ふ謂はゞ還元作用が行はれたのである。而しそれはさておきかかる文句が全唐文並に薛史に於て全く見られないのは如何なる事であらざか、又かゝる文句及び上來加筆して來た如き會要の文句が世宗の詔勅の中には元來あつたか否か

と言ふ事が一應問題とはならう。然れども會要の著者王溥は五代時代に生存し後周の宰相となつた人であつて此の顯徳の廢佛の時は中書侍郎兼禮部尚書平章事として顯徳二年七月三十日には永興軍に對して、「停廢無勅額寺院牒」を出してゐるのが金石萃編(卷一二二)に見えてゐる。しかも中書省は詔文を起草する所なる故彼の此の會要の

文は充分信用さるべきものと思はれる。従つて全唐文舊五代史に見えないからと言つて此の會要の文句を疑ふ事は不可であらう。

要するに以上の如き廣範圍に亘る一見五代世相の縮圖の一面でも見る様に精明なる詔勅の降されたと言ふ事は以て世宗の佛教に對する態度の如何に強烈たりしかを物語るものに外ならぬであらう。而して又更に其の根柢に世宗の經濟理念の働いてゐたことは次の第二回目の廢佛の詔勅を吟味する事に依つて自ら明瞭となるであらう。

即ち、同じく顯徳二年九月再び廢佛と言ふより毀佛と言つた方が適當である詔勅が降された。新五代史には、

九月丙寅朔。頒銅禁(世宗本紀)

とあり又、舊五代史(卷一二五)の本紀には、

九月丙寅朔。詔禁天下銅器始議立監鑄錢。

と言ふに過ぎず、通鑑の世宗本紀・佛祖統紀にはやゝ此れより詳細に出づるも、全唐文及び五代會要に於て詔勅の全貌を知るに足るのが出でる。今、全唐文(卷一二五)に出づる所を擧ぐれば、

令毀銅器鑄錢敕

國家之利泉貨爲先。近朝已來久絕鑄造。至於私下不禁銷鑄歲月漸深奸弊尤甚。今採銅興治立監鑄錢冀便公私。宜行條制起今後除朝廷法物軍器官物及鏡並寺觀內鐘磬銚相輪火珠鈴鐸外其餘銅器一切禁斷。應兩京諸道州府銅象器物諸色裝鉸所用銅。限敕到五十日內並須毀廢送官。其私下所納到銅據斤兩給付價錢。如出限有隱藏及埋窖使用者一兩至一斤所犯人及知情人徒二年。所由節級四隣杖七十捉事告事人賞錢十貫。一斤至五斤所犯及知情人各徒三年所由節級四隣杖九十捉事告事人賞錢二十貫。五斤已上不計多少所犯人處死知情人徒二年配役一年所由節級四隣杖一百捉事告事人賞錢三十貫。其人戶若納到熟銅每斤官中給錢一百五十。生銅每斤一百。其銅鏡令官中鑄造。於東京置場貨賣許人收買於諸處與販其朝廷及諸州見管法物軍器官物舊用銅製造并裝飾者。候經使用破壞即時改造。仍今後不得更使銅內有合使銅者。奏取進止。

と言ひ更に通鑑には左の如き記事を發見する。  
帝以縣官久不鑄錢而民間多銷錢爲器皿及佛像錢益少。

九月内寅朔。敕始立監采銅鑄錢。自非縣官法物軍器及寺觀鍾磬銚鐸之類聽留。外自餘民間銅器佛像五十日內悉令輸官。云云(卷二九二)

こゝに於て世宗の毀佛の心底は明かにされたと言はればならぬ。五代に於ける貨幣經濟の窮困とそれが國家の存亡に關する重大なる鍵の一つをなしその弊害が既に述べた所であるが何ともし難き迄になつてゐた事は既に述べた所であるが實に世宗にして後周國家を磐石の基礎固からしめんとせば此の貨幣問題は一日も忽にしておく事能はず此處に於てかくの如く銅の總動員を行ひその集中運動を斷行したのである。されば世宗の毀佛は全く彼の幣制政策の遂行より來たるものにしてそこには經濟的根據の外道佛儒教の思想的な立場は見出しが出來ない。更に言ふならば五月の廢佛にせよこの九月の毀佛にせよ世宗の經濟政策の卷添を食つたとも考へ得られる。故に詔勅に於ても單に銅佛像のみでなく所有銅製品は悉く政府に強制徵發を令してゐるのである。而しかく言へばとて此の銅集中に於て最もその效果を狙ひしものは當然銅佛像並に銅による佛具であつた事は言ふ迄も無からう。即ち五代史記

に歐陽修が、

是時中國乏錢。乃詔悉毀天下銅佛像。以鑄錢。

と言ふを以ても其の事は知るべきである。次に又この詔勅では宮中及び寺觀の銅具は此れを除外例とする様であるが少くも寺院に於ては既に五月の勅以來廢寺と共に此等は整理されてゐる理であるから今更僅かに殘存せる寺院から銅具を徵收する必要も無かつたので從つて今度の勅の目的は主として民間における銅像器物の毀廢送官にあつたわけである。

次に考察を加へねばならぬのは先の五月に於ける廢佛令と今度の九月のそれとの關係である。即ちこの兩者が如何なる關係にあるかと言ふ事である。

蓋し既述の如く五月の廢佛令は無勅額寺院の停廢、私度僧尼の嚴禁、ひいては迷信への彈壓、僧帳の設置等あくまでそれは墮落佛教の肅正ではあつた。詔勅にも、「將隆教法須辨否減。宜舉舊章革前弊」と言つてゐるのを見てもその事は事實ではあつたらう。而しながらこの五月の廢佛を九月の毀佛より見る時、即ち彼が「かの銅像豈所謂佛ならんや」(通鑑後周紀)「此の銅像豈惜む所あらん哉」(五代史記世宗本紀)と言つて全く經濟的目的から鑄錢したる事實よりも一度ぶり返つて前五月の廢佛を見る時一層其の意味が判然するのである。即ち唐宋以來膨脹の一路にあつた寺院の中には巨大に亘る銅器の類が具足して居り其の中には多くの資材財産が含まれてゐた事に注意しなければならぬ。而もなほ其處に生活する僧尼は單に非生産者たるばかりでなく大なる消費階級であつたのであるから、實に世宗の心裏には寺院の毀廢により其の中の銅器を始め全物資を集中し併せて僧尼を還俗せしむる事に依つて生産階級の増加を計らんとするものであつた事を認めねばならない。

されば五月に於ける廢佛は九月の毀佛の伏線であり、又逆に五月の廢佛の時既に九月の毀佛の運命は決定されたのである。即ち佛教々團に於て寺院側の大整理が斷行された後は當然民間側に於ても亦何等かの方法が取られねばならぬ運命にあつたと見なければならぬ。然れば何故この兩者が一度に行はれなかつたかと言ふ疑問が生ずるわけであるがその事は次の如く解されるであらう。即ちかかる大廢寺院と同時に民間の佛像の毀廢を行

らん哉」(五代史記世宗本紀)と言つて全く經濟的目的から

鑄錢したる事實よりも一度ぶり返つて前五月の廢佛を見

る時一層其の意味が判然するのである。即ち唐宋以來

ふ事は國內人心をして極度に不安を惹起せしむる結果となりそれは反つて國內の混亂を來たす恐れがある事、更に第一回の廢佛に於ては墮落せる佛教界の肅正と言ふ表

面上正當なる理由が存してゐたから比較的行ひ易く次回に於けるが如く貨幣不足を補ふ爲に佛像を毀つと言ふのは、全く横暴的行爲なるが故に第一回廢佛後人心の動向を見極めたる上に此れを斷行したのであつて世宗が毀佛にあたつて、「夫佛以善道化人。苟志於善。斯奉佛」(通鑑後周紀三)と言ふ苦しい辯解も此處より生じたものと思はれる。即ち第二回目九月の毀佛には正當なる理由なき故に第一回の大彈壓の後に國內情勢を見きはめて此れを行したものと考へねばならない。

以上要約するに世宗の廢佛の詔勅は五月七日、九月一日の二回に亘る事、而して前回は墮落佛教の肅正國內備秩序統一が理由であり又目的でもあつたがそれには世宗の實利的經濟的理念が根本をなしてゐた事、而してこの現實的な經濟思想が何等の假面をつける事なくして政治上に現れたのが第二回目九月の毀佛令であつたと言はねばならぬ。

#### 四、廢佛の實行と護法

以上の如き詔勅が降されて後周國內には廢佛が強行される事となつた。即ち、

是歲諸道供到帳籍。所存寺院凡二千六百九十四。所廢寺院凡三萬三百三十六。僧尼係籍者六萬一千二百人。

(舊五代史世宗本紀)

と言つて廢佛の様相を傳へてゐる。所がこの廢寺院の數に於て新五代史に於ては、

廢天下佛寺三千三百三十六。

と言つて此處に三萬と三千の莫大な相違を見るのである。何れを是とすべきか、所で他の史料を検討するに五代會要(卷十六)祠部の條には明に「廢寺三萬三十六」とあり宋人小説五代史平話(卷下)後周の部にも、「是時廢了寺院三萬餘所云々」とある。佛祖統紀佛祖歷代通載皆三萬の說である。而も所存の寺院即ち勅額を有する寺院凡そ二千六百有餘であるならば無勅額の寺院はそれより莫大な數に上つた事は想像に難くない。恐らく新五代史の方は、院を加へない所廢の寺のみの數を言ひ、而してこの三萬餘と言ふのは蘭若その他の功德院等の加はつてゐた

數と思はれる。此れをかの唐の武宗の會昌の大廢佛の時

なるものが載せられてある。

即ち、

中書門下 補永興軍

永興軍中除見有勅額已存留寺院外

勅通勘到在城應管無勅額□有名額及近置寺院共計伍拾

肆處內肆拾壹□□停廢外餘有壹拾參處無勅額從來□□

院建置年深准宣分□到候指揮事

開元寺 勝果寺 太□尼院 西臺尼院

王護國禪院 賚聖禪院 清涼建福禪院 經塔院

上□院

已□壹拾□□宣令依舊□□

□□院 泗州院 文殊院

□□處□並令准勅停廢

牒奉

勅宜令各依前項指揮牒至准

敕故牒

數は相當老大に上つた事を想像せしめるのである。<sup>(10)</sup>

次に此の廢佛が如何なる方法を以て又如何なる状態の

もとに實行されたかは知る事が出来ないが、中央から

地方へ通達された廢寺の通牒の形式の一例を見ることが

出来る。即ち金石萃編(卷一二二)に「永興軍牒」(在西安府)

中書侍郎平章事景

顯德二年七月三十日牒

中書侍郎兼禮部尚書平章事王

「廢寺四千六百所蘭若四萬所」(佛祖統紀)と言へると比較しても此の三萬餘所の中に蘭若等の加はりてゐたであらう事を想像せしめる。又此れは唐より地域的に遙かに狭い場所に於てであるからその激しさを知るべきである。廢寺院の數は以上の如くなるも此處に還俗せしめられた僧尼は一體どのくらいか文献に何等の示す所がない。

而れども所存の寺院二千六百九十四にしてその僧尼六萬一千二百人(會要によれば僧四萬二千四百四十四、尼一萬八千七百五十六)ならば凡そ一寺に對して二十三人弱に當る。

これも亦唐の會昌の廢佛後に左右衛の寺には僧各々三十

人、地方の寺には上寺二十人中寺十人下寺五人と定めた

に比すれば必ずしも殘存寺院に對して僧尼のみ多いと言ふ事が出來ない。されば廢寺三萬餘に對する僧尼の還俗

もとに實行されたかは知る事が出来ないが、中央から

地方へ通達された廢寺の通牒の形式の一例を見ることが出来る。即ち金石萃編(卷一二二)に「永興軍牒」(在西安府)

守司空兼門下侍郎平章事

守司徒兼門下侍郎平章事

と言ふのである。缺字多くして一つの意味は解し難いが要するに中書門下から永興軍に右の如き牒を降して永興軍管内の停廢すべき寺院及び存留すべき寺院を示指示するのであつて此れによつて中書省から諸地方へ通達された形を略観ふ事が出来るであらう。

さて次に問題となるのはかくの如く所廢寺院三萬餘は勿論無勅額の寺院にして正に所廢に附さる可き數ではあるが實際問題として此等無勅額寺院が一様に何の雑作もなく停廢され得たかどうかと言ふ事である。金石萃編（卷一二四）「京兆府重修清涼建福禪院記」（在西安府）の中に、次如此記事を見る。

（上略）尋值□德初年世宗御宇。忽行釐革欲議廢停。

蒙本府以飛牘。奉皇牒而准舊房廊漸壞雖貽□□□池。榭猶存。且□雍門之誚。不有所廢。其何以興將崇（下略）

これ即ち廢寺院の勅にからりしもなほそれが完全に行はれなかつた事を物語るものに外ならない。なほ無勅額の寺院にして宋の建隆頃迄停廢されてゐなかつた例も見ら

れる。同じく金石萃編（卷一二三）「長興萬壽禪院牒」に、

中書門下　牒鳳翔府

淮顯德二年五月七日勅文。應天下僧尼寺院。除已指揮存留外。其餘並行停廢毀拆者牒奉。

勅訪聞諸處多有山門皆是靈境古跡之地亦在停廢之數。宣令指揮其逐處山寺。如來經。毀拆並與存留。—（下略）—

建隆元年二月十二日牒

と言ふのが見られ選者王昶は、「長興萬壽禪院已在停廢數内。至是年復行存留。是以刻此牒也」と言つてゐるが、此れ即ち顯德二年の勅によりて停廢さるべくして建隆初年に至るもなほ破拆されてゐなかつた一例である。

かく無勅額の寺院がなほ廢せられず残つてゐた事を知るのであるが更にたとひ勅額があつてもそれが古い爲停廢さるべくして漸く奏請によつて免れた寺院もあつた。

即ち、金石萃編（卷一二）「大伾山寺准勅不停廢記」に、大伾山者上摩乾象下壓坤牛左巨浸而右太行誠爲壯觀。南夷門而北大魏最擅繁華遐重。昔人能擢勝境。以茲山之足爲佛足矣。以茲山之頂爲佛頂焉。寺內有缺□碑。載相續日月儼三十二相。—（中略）—大伾蓋前古之寺名。非

近年之敕額。如斯敷列胡免廢停。我主公都尉指命僧徒。  
繕錄銘記閱其狀跡頗歷光陰。遽爲奏陳却獲——(中略)——  
時大周顯德五年。

と言ふ。此の顯德五年と言ふはこの碑の撰文の年であり  
なほこの碑文について請に應じて停廢せずと言ふ勅文が  
附刻してある。即ち、

(上略) 黎陽縣大伾山寺。胙城縣契心禪院。左州東城內

□□□已上參所宜並令依舊住持者。

かくの如きは即ち大伾山寺が勝境に在りて而も靈驗ある  
にもかゝらず大伾と言ふのは前古の名にして近年の勅  
額でないと言ふので當然停廢を免る事が出來なかつたの  
が主公都尉の請に依つて停廢を免れたのであつた。

かくの如き例は他にも見られるのである。即ち龍泉禪  
院の如きそれである。既に此の院の停廢を免れた事につ  
いては王鳴盛が十七史商榷(卷九四)に「周世宗大毀佛寺」  
の項に於て指示してゐるのであるが、今「山右石刻叢編」  
(卷十)に出づる所の陽城縣の「龍泉院前後記」を見ると  
その前記の中に、この院は寺主僧慾公が郡牧に請うて奏  
請して唐末昭宗の乾寧元年十月勅額「龍泉禪院」の名額

を賜ひし事を言ひ、後記には、

大周皇帝承祧之三祀震雄風匡霸業。從諫諍遂賢良外則  
以四夷未王尙征伐而執戎事。內則以百□方序<sup>王鳴盛撰の字とす</sup>興禮樂

而敷文德。——(中略)——皇綱既已大矣。儒風又已亨矣。

乃有釋教爰疚。宸衷處眞俗而相參遂鼎革而垂制凡曰梵

宇悉去無名故九州四海之中設像棲眞之所竝掃地矣。院

以有唐乾寧元年所賜敕額時雖綿遠名仍顯著徵其驗。而

斯在詢其由而匪虛。遂免雷同得安雲構。——(下略)——

顯德三年歲次丙辰九月庚寅朔七日內申記

鄉貢進士王獻可後序并書

と言ふ。即ち此の龍泉禪院が勅額を受けたのは唐の昭宗  
乾寧元年(八九四)であり顯德二年より約六十年程前で  
あるので停廢されんとせしもやうやくそれを免れた事を  
知るるのである。而してかかる事實は單に無勅額寺院のみ  
ならず有勅額の寺院に於てもその年代の古いものは毀廢  
されし事を裏書きするものに外ならない。されば顯德よ  
り何ヶ年程前迄の勅額が有效にして毀廢を免れ得たかと  
言ふ事が問題となるのであるが少くとも上の例に依れば、唐末頃に受けた勅額は無効であつた事を知るのであ

る。

以上は要するに金石碑文に現れたる二三の例に過ぎないものであるが實際問題としてかかる停廢を免れた寺院は相當の數に上つたのではなからうか、既に述べた如く勅額は無くとも或ひは勅額が古いものであつても古來名所舊蹟等に建立されてゐる寺院もありそれでなくとも有力なる地方人の保護下に置かれた寺院なども多くあつた事

であらう而してかかる寺院が何とかして停廢を免れんと工夫し運動し策謀して所廢の數中にあるながらも尙毀廢を免れてゐたのもあつた事であらうことは容易に想像される事で從つて、「所廢寺所凡三萬三百三十六」と言ふのは停廢さるべき寺院の數にして事實停廢された寺院はこれより少かつたと見なければならぬ。

次に世宗の毀佛銅像の様相に就いては遺憾ながらその材料が殆んど發見出來ないのである。たゞ金石萃編(卷一二三)に次の如き金石文が見られ以てその一端を推察し得る。即ち、「正定府龍興寺鑄銅像記」に、

真定府龍興寺鑄金銅像菩薩并蓋大悲寶閣序  
(上略)世宗皇帝天下毀銅像嚴鑄於錢。又薦起菩薩上面。

取却下面銅。自後城中檀那又補塑。却今采全是涅槃口。皇帝(宋太祖の事)曰。朕憶得先帝顯德年中。世宗納近臣之議以爲奄有封略不過千里。所謂租庸不豐。邊備校貢屢空於軍實筭口莫濟於時口。於是詔天下毀銅像鑄以爲錢貨。利用以資帑財。一(中略)一像壞之際於蓮花之中有字曰。遇顯即毀。遇宋即興。無乃前定之數乎。

—(下略)—

宋乾德元年歲次五月八日記

即ち世宗によつて毀たれたる銅像を再び宋の乾德元年鑄造した時の記事で世宗が菩薩像の上面を起して中の銅をぬき取つた爲其後その銅のかはりに涅槃を詰込み是を涅槃と言つたと言ふ。而して此處に載せてゐる宋の太祖の言を見ても如何に世宗が經濟的に苦しんでゐたかを知る事が出来る。又、「像壞之際於蓮花之中有字曰遇顯即毀遇宋即興云云」と言ふのは蓋し此の文の選者たる僧惠演の附加した鄙俗的小話であつて彼が世宗を恨み宋太祖の奉佛を禮讀せん爲に記入したものであらう。なほ此の時世宗によつて毀削せられたのは同碑文に依れば大悲菩薩像であつた。この毀破の行はれた時の有様を佛祖統記

(卷四二) には、

初帝之毀像也鎮州大悲極有靈應。詔下人莫敢近。帝聞之自往其寺持斧鎚破面胸。觀者爲之慄慄。乃帝北征疽發於胸亟歸京師遂殂。

と言つてゐる。信仰の對象たる菩薩像の毀削である。詔降るも人敢て近づかずと言ふも蓋し事實であつたであら

う。世宗は自ら斧鎚を以て像の面胸を破り觀る者慄然たりと言ふ。此の事は又、「隨手雜錄」<sup>(1)</sup>にも、

柴世宗銷天下銅像以爲錢。真定像高大不可施工。有司請免。旣而北伐命以砲擊之中佛乳竟不能毀。未幾世宗癱發乳間而殂。

と言ひ、真定像とは前記の鎮州大悲像の事である。

以上は單に一例に過ぎないのであるが此の外大小銅像の毀削も相當に行はれたと見なければならぬ。なほ一般銅器に於ても隠藏者にはその量に應じ刑罰を行ひ五斤以上の隠有者には死刑を以てすると詔勅に見え、然も此場合の微銅は此れに一定の代價を支拂ふ事即ち熟銅每斤一百五十、生銅每斤一百を給錢する事とし畢竟銅の強制買上を行つたのである。此れ彼の後唐明宗が銅器騰貴を抑

へ生銅每斤二百熟銅每斤四百と定めたのと比較すれば遙かに安價にして世宗の強力政策たることを物語るものであらう。而しながらともかく此の銅類の徵發には一方嚴罰が控へ他方僅かながらも給錢があるので銅像毀破も比較的徹底して實行に移されたと見て誤り無きものであらう。

なほ僞濫僧迷信變幻の僧尼等の還俗に就いても此等還俗僧尼を如何に取扱ひ又如何なる方面にこれを轉職せしめたかも不明であるが恐らく五代會要にもあつた如く強健なるものは軍隊に編入し又才能ある者は仕官せしめ他の者は百姓等の生産部門に配屬せしめたと想像されるのである。

然らば、次に此の廢佛の實行された地域的範圍如何、と言ふ事が問題となるのであるが其の史料を缺く爲に確かな事は不明である。而し當時に於ける後周の勢力範圍即ち淮河以北と北漢國を除く中原地方たる山東・河南・河北・陝西・山西南部の地が最もその禍を被つた事は疑はない。又顯德頃既に周の正朔を奉じてゐた國に荊南・楚・吳越があるが周の勢力が其處迄徹底してゐたかは

疑はしい。而れども吳越に就いては十國春秋（卷八十一）

忠懿王世家上に、

（顯德二年）五月周詔寺院非勅額者悉廢之。檢杭州寺院存者凡四百八十。

と言ふ史料に接する。此の地は元來佛教の盛んな地であるから「存者凡四百八十」と言ふより想像すれば停廢の寺院は相當の數に上つたと思はれ、而してその禍害を被つた程度もかなり甚だしかつたものと見て差つかへなからう。

最後にかくの如き廢佛の實動に對して佛教者に於ては如何なる態度を以て是に對したか、如何なる程度に護法運動が實行されたか、又かかる運動は行はれなかつたかを考察せねばならぬ。宋高僧傳（卷一七）護法篇を見ると洛京福光寺道丕の傳を載せ彼の護法を傳へてゐる。同傳によれば道丕は長安に生れ母は許氏、觀音普門品を持して夢に神光を感じて彼を生んだ。父の從晏は唐の宗室にして唐末の兵亂で霍山に戦歿してゐる。二十七歳洛陽の福先彌勒院に始めて住し、五十歳即ち天祐三年（九三八、

晉高祖）副錄左衛僧事となり開運元年には左衛僧錄とな

つた後漢末の兵亂で一端洛邑に歸つたが後周太祖に重任を受け再び左衛僧錄となつた。丁度かかる時にかの世宗が太祖のもとに於て府政を治める様になつた。果せるかな世宗は空門の繁雜を嫌ひ太祖に奏請して佛教を沙汰し廢折せんとし先づ丕を召して同議し問難交々發すと言ふ。不はその情を開喻して辯明し廢佛の非なる事を誇々と説いてゐる。丕の世宗に對へた言葉を高僧傳には左の如く傳へてゐる。

僧之清尙必不露於人前。僧或凶頑而偏遊於世上必恐正施蘚藜草和蘭蕙而芟。方事淘澄金逐沙泥而蕩。大王儲明欲照蓄智當行。爲益皇帝邪爲損君親邪。若益君而不令一物失所。若損親也是壞六和福田。況以天下初平瘡痍未合。乞待後時搜揚未晚。故老子云。治大國如烹小鮮慮其動則穢爛矣。

即ち丕は世宗の僧界の繁雜なるを以て廢佛せんとしたのに對し僧侶の清尙必ずしも人前あにらはれるものに非ず、從つて世上遊墮の僧を淘汰するはよいとしても此等清尙の僧達が此れに巻込まれるのを恐れねばならぬ。これ六和福田を壞すもので君親のために益するものではな

い。況んや天下始めて平かなるも未だ全くは定まりぬ時に於てはかくの如き事をするは治國の道に非ざる事を開諭したのであつた。世宗もこの言を聞いて深く然りとし且つ停寢すと言ふ。舊五代史の世宗本紀一に依れば世宗は廣順三年三月開封尹を授けられ功德使を兼ねてゐるから恐らくは彼の此の廢佛を計つたのは此頃であつたらう。ともかく丕の努力によつて此場合一時廢佛を免れる事の出来たのは注意されねばならない。かくして世宗が帝位に即くや丕は僧に告げて、「吾が皇帝宿昔志(廢佛の)を有す、汝等當に相警めて護持すべきである。」と言つて堅く乞うて職を辭して洛陽に歸る事になつたが恐らく世宗の志の如何ともしがたきを知つてゐたからであらう。

顯徳二年六月十日病を以て示寂した。春秋正に六十七歳であつた。傳の著者贊寧は、「毀教不深乃丕之力也」と言つて彼の功績を稱讃してゐる。

宋高僧傳に於ける道丕の護法は以上の如くなるも此處

については何等の史料に接しない事である。この事は宋高僧傳のみならず佛教側との史料にも見出せない。かの北周武帝の廢佛の時の甄鸞、靜藹、猛法師、道積<sup>(12)</sup>等の如き唐武宗の廢佛の時の靈宴・辯章・玄暢<sup>(13)</sup>等の如き護法僧は世宗廢佛の時には出なかつたと見なければならぬ。その理由を考察して見るに、

一、世宗の本心は何處にもあれ少くとも此の廢佛の表面上の理由は、「將隆教法須辨否臧。宜舉舊章用革前弊」と云ふのであつて墮落佛教への肅正整理を標榜して居り、又事實或程度迄はそれであつた。故に強てこれに反対して以て正面から護法運動を行ふ根據を見出し得なかつたであらうと思はれる。されども此れが凡ての理由ではない事勿論で、何故ならば道丕の言の如く如何に廢佛すべき理由はあつても肅正には必ず斥佛毀佛を俱ふからである。

二、久しき亂世の爲、前代よりの佛教保護者たる貴族の没落により佛教がその有力なる背景をなしてゐた政治的勢力を失つてゐた爲と思はれる。而して此事を逆に見るとならば國家の政治が次第に帝室の獨裁權のもとに把握

される様になつてゐる時代であり、世宗の政治的權力が護法運動等をあらしめざる迄に絶對的なりし爲と言ふ事が考へ得られる。

三、更に此の廢佛には何等の道儒二教の思想的根據背景が無かつた事で若し前三武の廢佛の如く道教等が畫策してゐたならば此れに對する思想的な辯難論攻もなされ得るのであるが、今度の廢佛は謂はゞ世宗の暴力行爲であつてかくの如きは敢て思想的に論破する對象になり得なかつたのだと思はれる。かの道丕ですら世宗が登極するに及んで堅く僧錄の官を辭して洛陽に歸りし事實は最も此の事を表明してゐるものである。

以上の外に又當時の佛教の動向等も亦考へねばならぬ多くを有してゐるが、とにかく此の二三の理由にて護法の大施を掲げてその運動を行ふが如きは無かつたものと斷定せざるを得ない。而して此事はかへつて世宗廢佛の性格特質の凡そ如何なるものなりしかを逆に明らかにしてゐる事に於て注目されねばならぬであらう。

以上護法運動の世に現れざりしを述べたのであるが而し此れを以て全々護法がなされなかつたと言ふ事にはな

らない。何故ならば既に述べた如く宋初に迄廢毀されるべき寺院が未だ破壊されずして存在せるもの少くなかつた事實、又鎮州大悲の銅像毀削の令降るも人敢て近づくもの無しと言ふ事などは以て事實の上に護法の爲された事を物語るものに外ならない。特に此の鎮州附近の佛教信仰の狀態に就いては、かの圓仁の入唐求法巡禮行記の中に、「唯黃河已北鎮幽魏路等四節度、元來敬重佛法。不折舍不條疏僧尼佛法之事一切不動之。頻有勅使勘罰。云天子自來毀折焚燒即可然云々」(會昌五年十一月三日の條)と言へる如くである。恐らく五代末に於てもなほかかる傳統を有してゐたであらうことは先の鎮州龍興寺鑄銅像記の碑文中にもよく窺ひ知る事が出来る。

要するに世宗の廢佛には護法者僧道丕の外には特別護法運動を起せし僧の無かりし事、而も事實としては相當これの行はれてゐたことをのべたのであるが以て本節に於ける世宗廢佛の實體の如何なるものなりしかを略々明瞭にし得たと思ふ。

以上世宗の廢佛を背景實動に亘つてその眞相の把握に

努めたのである。(なほその影響についても述べねばならぬのであるが今はこれを省略す) 要するにかかる廢佛が

い。

何等道儒の思想的角逐と言ふが如きの因由を持たず而もそれが五代紛擾の末期に於て行はれねばならなかつたと言ふ所に注目せねばならない。實に當時の社會の混亂と分裂を如何にして整備して以て強力なる國家組織の中に統一支配するかは五代各王朝をして最も惱ませし問題であつた。特に世宗の如く中原より更に全中國一統の志ありし天子に於ては以上の如き欲求は更に大なるものがあつたであらう。而してその欲求の前提となりしものは先づ宗教界の肅正と經濟狀態の確立であつた。世宗の廢佛中五月のそれは主として前者に屬し、同九月の毀佛は即ち後者に對するものであつた。勿論この兩者には相通せるものがあつた事は言ふ迄もないが、かかる廢佛によつて國內整理と貨幣制度の確立をなした世宗は進んで外征を敢行し急足に統一國家への理想の實現に努力して行つたのであつたが不幸北伐中病を得三十九歳を以て歿したのである。若し彼をして今暫らく活動せしめ得たならばその野望の完成も或ひは不可能ではなかつたかも知れな

然れども此處に最も注意せねばならぬ重要な事は縱令此の廢佛に於て國內秩序と經濟狀態が調整されその欲求が満足されても國內の人心はそれによつて安定され得たかどうかと言ふ事である。當時の佛教は確かに墮落の状態にあつた。それを毀廢することは出來ても、而しそれによつて民衆の信仰をも覆へす事は出來ない。特に信仰の對象たる佛像の毀破等に於ては當然民心の離背を招かずにはおかないのであらう。即ち民衆はやがてかかる政策の修正を要求するに至る事は必然である。此處に於て次に立ちし宋朝の佛教復興政策とその天下統一の完成の意味が窺はれるのである。かくの如く考へ来る時、即ち後周の廢佛は建設の前の破壊であり、この破壊が却つて宋朝の統一の完成を促進せしめたと言はれ得るのである。

されば世宗による廢佛も又世宗自身も共に五代紛亂の完全なる統一への犠牲であり礎石であつたので、かかる所に此の廢佛それ自身の性格の特質があり、同時に又その時代的意味が存在する譯である。

- (2) 聶家裕「五代人民的逃亡」(食貨四ノ二) 参照。
- (3) 戴振輝「五代貨幣制度」(食貨二ノ一) 参照。
- (4) 劉樊「五代的錢幣」(食貨四ノ二) 參照。
- (5) 天福二年十二月二日。取本鄉里五人已上耆宿保明文狀  
具言——(中略)——如爲僧之後別行惡事卽罪甘連坐如是。  
(五代會要卷十二雜錄)
- (6) 捨身については名畠應順氏「支那中世に於ける捨身に  
ついて」(大谷學報十二ノ二) と言ふ論文に詳細なり。
- (7) 燒臂鍊指について資治通鑑の音註に「煉指者。東香於  
指而燃之」と言ふ。
- (8) 帶鈴掛燈について同じく通鑑註に「掛灯者。裸體以小  
鐵鉤、偏鉤其膚。凡鉤皆掛小燈圈燈盡。貯油而燃之云  
云」と言ふ。
- (附記) 本拙文は卒業論文の大要を纏めたものである。)

- (9) 五代史平話に「見管僧尼六萬餘人。世宗知其數嘆曰。  
此六萬人閑僧每歲妨幾農夫供給之矣云云」と言ふ。以  
て世宗の還俗僧尼への考へを推察し得る。
- (10) 唐會昌の時の還俗僧二十六萬五百人と佛祖統紀に見え  
てゐるが後周の廢佛は更に多數に上つたと想像され得  
る。
- (11) 知不足齋叢書(第五集)清虛雜著の中。
- (12) 道端良秀氏著「概說支那佛教史」南北朝の佛教参照。
- (13) 玄暢等の護法については宋高僧傳(卷十七)唐京兆福  
壽寺玄暢傳に「兩街僧錄靈宴。辯章。同推暢爲首。上  
表論諫。遂著歷代帝王錄云云」